

東京都公報

発行
東京都

目次

- 建築基準法による一団地の区域……………一
…（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
○建築基準法による意見の聴取……………一
…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
告 示（選）
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）の選挙期日……………二
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙会の場所及び日時……………二
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における開票事務と選挙会事務の合同……………二
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙公報掲載申請期限……………二
告 示（下水）
○下水を排除及び処理すべき区域等……………二
公 告
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における告示……………二
…（東京都選挙管理委員会）…
○全国自治宝くじの発売（二件）……………二

告 示

（全国自治宝くじ事務協議会）…三

●東京都告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

千代田区日比谷公園一番の一部、二 令和八年十月八番の一部、三番一及び同番二の一部 日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和八年十月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

佐 藤 至

一 公聴会を行う日時 令和八年十一月二日（月曜日）午後四時から

二 公聴会を行う場所 稲城市矢野口自治会館一階集会室
稲城市矢野口千六百三番地

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
（東京都立川合同庁舎二階）
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 稲城市矢野口四千十五番地一
所氏名 株式会社よみうりランド

建築敷地 稲城市矢野口三千三百七十六番地一ほか
地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区
等 及び建築基準法第二十二条区域

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 ゴルフ場（クラブハウスほか） 増築
及び用途 ウスほか） コース整備車両庫ほか

敷地面積 約一、三六六、四六 増減なし
二平方メートル

建築面積 約九、三二三平方メートル
約五二五平方メートル（合計約九、八四八平方メートル）

延べ面積 約一〇、五八九平方メートル
約五二五平方メートル（合計約一、一四四平方メートル）

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
ほか 地上三階ほか

高さ 一四・八〇メートル 五・四三メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定により、東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）を次の期日に行う。

なお、選挙すべき議員の数は一である。

令和八年十月二十三日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和八年十一月一日

●東京都選挙管理委員会告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和八年十一月一日執行の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和八年十月二十三日

東京都選挙管理委員会

場所 千代田区役所本庁舎四階会議室

千代田区九段南一丁目二番一号

日時 令和八年十一月一日 午後八時五十分

●東京都選挙管理委員会告示第百三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、令和八年十一月一日執行の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和八年十月二十三日
東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和三十八年東京都条例第三号）第三条第一項の規定により、令和八年十一月一日執行の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和八年十月二十三日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限 令和八年十月二十三日 午後五時

告示（下水）

●東京都下水道局告示第八号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、中部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

- 一 供用及び処理開始年月日 令和八年十月三十一日
- 二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流分流式 分流式
- 五 終末処理場の位置 港区港南一丁目二番二十八号
置及び名称 芝浦水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
港区	芝浦四丁目	十九番及び二十番

公 告

東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における告示について

令和八年十一月一日執行の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）において、東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号）第十二条ただし書の規定による告示については、令和八年十月二十三日から同年十一月十六日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。

令和八年十月二十三日

東京都選挙管理委員会

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十八号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年十月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三百三十四回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 四億六千万枚 千三百八十億円
(六十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位
(二十ユニット)。ただし、発売状況により、原則
発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット
単位で増額する場合がある。)

四 証票金額 開封式 一枚三百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和八年十一月二十四日から同年十二月二十五日まで

七 抽せん期日 令和八年十二月三十一日

八 当せん金支払開始期日 令和九年一月八日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 七億円 一本

一等の前後賞 一億五千万円 二本

一等の組違い賞 十億円 一本

二等 一億円 一本

三等 一千万円 一本

四等 一千万円 二本

五等 一千万円 六十本

六等 一千万円 六十万本

七等 一千万円 二百万本

計 二百二十六万二百六十五本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項 当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和八年十月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三百三十五回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十
五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総
額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で
増額する場合がある。)

四 証票金額 開封式 一枚三百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和八年十一月二十四日から同年十二月二十五日まで

七 抽せん期日 令和八年十二月三十一日

八 当せん金支払開始期日 令和九年一月八日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 十本

一等の前後賞 一千万円 二十本

二等 一千万円 十本

三等 一千万円 三十本

四等 一千万円 三万本

五等 一千万円 十万本

六等 一千万円 百万本

計 百十三万三千四十本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

